

第10回 研究開発による節税対策

御堂筋税理士法人 税理士 香取 圭



■はじめに

皆さん、こんにちは。御堂筋税理士法人の香取です。今月は製造業の節税対策の2回目として研究開発による節税対策をテーマに取り上げていきます。昨年の税制改正大綱の中に「600兆円経済を実現するため、企業の『攻めの投資』などの経済の好循環を促す取組みを進める。具体的には、税制としても、『イノベーション』や中堅・中小事業者による設備投資の強化を進める。企業経営者がマインドを変え手元資金を活用した投資拡大などに積極的に取り組むことを期待する。600兆円経済を実現するためには、イノベーションを促すことにより、付加価値の高い財・サービスを生み出していくことが重要である。このため、研究開発投資を増加させるインセンティブを強化する観点から、2020年までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上とする政府目標も踏まえ、研究開発税制の見直しを行う。」と記載されております。

つまり政府の方向性としては、中小企業者の研究開発に対しては、積極的に税制で下支えしていくということになります。

そこで今回は2017年4月の改正を踏まえた研究開発税制についてお話させていただきます。

1. 研究開発税制とは

研究開発税制は、試験研究費に対する税額控除制度です。法人の事業年度内に試験研究費が発生した場合、この総額に対して一定割合に相当する金額を法人税額から控除します。この研究開発税制は、会社の業種や企業規模の大小を問わず青色申告と明細書の添付があれば利用できる制度です。中小企業の場合、さらに中小企業技術基盤強化税制という優遇措置があり活用しやすくなっております。

製造業の場合の試験研究は、基礎研究、応用研究から工業化研究を経て製品の量産化がスタートすることになります。基礎研究と応用研究、工業化研究の定義は、法令等では決まっていますが、国税庁の事例回答で以下のように解説されております。

- ①基礎研究…自然現象に関する実験等によって法則を決定するための研究
- ②応用研究…基礎研究の結果を具体的な物質、方

法等に実際に応用して工業化の資料を作成するための研究

- ③工業化研究…基礎研究及び応用研究を基礎として工業化、または量産化するための研究

なお、平成29年4月以降は製造業のものづくりの研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービス開発を行っている企業にも研究開発税制の可能性がります。

2. 税額控除となる試験研究費とは

製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明にかかわる試験研究のために要する費用で①～④が該当します。

- ①試験研究を行うために要する原材料費、人件費および経費
- ②試験研究のために外部に支払う委託研究費
- ③技術研究組合に支払う賦課金
- ④試験研究のために使用する減価償却資産の減価償却費

①～④以外にも企業、大学、公的研究機関などとのいわゆる産学官連携による共同研究や委託研究の費用も対象になります。

税額控除の対象となるのは、上記の費用のうち法人税法上の損金となるものに限られます。

※交際費、寄附金など申告調整された金額は、試験研究費の対象から除外されます。

3. 具体的な試験研究費について

開発に関わる試験研究費については、基礎研究、応用研究を経た最終段階で、製品化を目指す研究です。したがって、その試験研究費が税額控除の対象となるかどうかは研究の完成度合いによって変わってきます。

つまり、製品化のめどがたっていない段階であれば、まさに研究活動そのものであり、その費用は税額控除の対象となる試験研究費となります。しかし、製品化が具体化して量産体制に入るとこれは製造費用になりますので試験研究費に該当しません。このように研究開発では、製品の完成を機に試験研究費の取扱いが異なってきますの

で、事前に研究計画を立て、研究の進捗状況や完成度合いを把握するとともに、研究費の処理にあたっては、試験研究費と製造費用とに明確に区分する必要があります。量産化の具体的な時期の判断は、客観的に証明することが困難であるため、取締役会などの議事録や稟議書の書類を整備しておくことをお勧めいたします。

4. 税務調査での最も議論になる人件費について

研究開発費については、税務調査において人件費が最大のポイントとなってきます。人件費は「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るもの」に限って試験研究費に含めることができ、この『専ら』要件を満たしていない場合には制度の適用を受けることができません。『専ら』要件は、あくまで、専門的知識をもってその試験研究の業務に携わるものが対象です。事務職員、守衛、運転手など試験研究に直接従事しない者は含まれません。従って、同じ研究所に勤務する者の人件費であっても、管理部門の人件費は除かれます。

ただ、実務的には研究を行う部署の管理職は、グレーゾーンとなってきます。研究所長や副所長の人件費は、研究に没頭していない限り組織の運営が主たる業務であるとの想定から、一般的には試験研究費に含めることはできません。一方、研究室長は多くの場合プレイングマネージャーで、研究を行いながら部下の管理を行っているとされます。部下の管理を行っている側面を捉えれば、『専ら』要件を満たさなくなります。

人件費についてはよく税理士にご相談いただくことをお勧めいたします。

5. 試験研究費の集計方法と会計システムの活用

試験研究費は部門別やプロジェクト別に費用の管理を行います。研究開発税制の適用の可否が科目名によってのみ判断されるのではないため、せっかく該当する費用の範囲に含まれていても、証憑書類が適正に作成されていなければ税務調査時のトラブルのもとになってしまいます。試験研究費に関連する費用は、発生した時点から把握し、会計システムには試験研究費に関連する費用であることがわかるように摘要に記載し部門わけなどで管理することが重要になります。

6. 研究開発税制による節税効果は？

研究開発税制は、試験研究費割合によって、適用される区分が大きく変わります。例えば、試験研究費割合が10%以下で、かつ増減試験研究費割合が5%以下の場合、総額型25%、オープンイノベーション型で5%までで合計で法人税額の30%まで税額控除が可能となります。

他にも試験研究費割合の率や、上乗せ型や高水準型の組み合わせにより適用される税額控除割合が変わってきます。

以下に経済産業省が作成した研究開発税制の全体像を参考までに掲載させていただきます。

7. まとめ

製造業の研究開発による節税対策は、上乗せ措置の有無や時限措置があるなど、さまざまな組み合わせがあります。また税理士もなにが試験研究なのか経営者の方としっかりとコミュニケーションをしていなければ見逃すケースもございます。まずは研究開発をされているのであれば、一

度税理士の方へ相談されることをお勧めいたします。研究開発税制をうまく活用して自社の節税にお役立てください。

※より細かな情報は経済産業省のWEBページをご参考してください。

